

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十二号

### 建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第九項中「年三・六パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）」に改める。

第五十二条第二項及び第三項並びに第五十七条第三項中「年三・六パーセント」を「支払遅延防止法の率」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。